

国は、今年 2 月に閣議決定した第 7 次エネルギー基本計画に示す以下の方針に基づき、バックエンドプロセスの加速化を図る。具体的には、使用済燃料対策等について、以下の通り事業者との連携を強化しつつ、積極的に推進する。

1. 使用済燃料対策の一層の強化

安定的かつ継続的に原子力発電を利用する上で、使用済燃料について、再処理するまでの間、貯蔵する能力の拡大が重要である。

原子力発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する。

事業者間の一層の連携強化を進めることも、使用済燃料対策の柔軟性を確保する上で大きな意義がある。国も使用済燃料対策について、事業者とともに前面に立ち、立地自治体の意向も踏まえながら、原子力政策に関する理解の促進に主体的に取り組む。

中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針のもと、そのために必要となる同工場の安全性を確保した安定的な長期利用を進める。

2. 再処理等の推進

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。

核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場と MOX 燃料工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組む。

同工場の竣工後、安全性を確保した安定的な長期利用を行うため、メンテナンス技術の高度化、サプライチェーン・技術の維持など、中長期での取組が必要な項目について、官民で対応を進める。

使用済 MOX 燃料の再処理については、国際連携による実証研究を含め、2030 年代後半を目途に技術を確立するべく研究開発を進めるとともに、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許認可の取得や実運用の検討に必要なデータの充実化を進める。

3. プルトニウムの適切な管理と利用

利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2018 年原子力委員会決定）を踏まえ、プルトニウム保有量を適切に管理し、削減に取り組む。

プルトニウムの利用や六ヶ所再処理工場への使用済燃料の搬入などに係る事業者間の連携・調整に国が関与し、その機能強化を図る枠組みを検討し、必要な対応を進める。

原子力事業者は、地元理解を前提に、稼働する全ての原子力発電所を対象にプルサーマルが導入できるよう検討を進め、2030 年度までに、少なくとも 12 基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しており、事業者間の連携・協力を深めつつ、プルサーマルを一層推進する。

4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組の抜本強化

北海道寿都町・神恵内村、佐賀県玄海町の全国3町村において処分地選定に向けた文献調査プロセスが進められており、地域の皆様にご理解いただくべく、丁寧に取り組を進めていく。

全国のできるだけ多くの地域が地層処分事業に関心を持ち、文献調査を受入れていただけるよう、理解活動を積極的に行う。具体的には、対話型全国説明会の開催とともに、全国の地方公共団体を個別訪問する全国行脚の実施等を通じ、国主導の働きかけを強化する。また、文献調査や概要調査の実施そのものが地層処分事業の議論を深める契機となるものであり、北海道での法定プロセスに合わせ、全国における理解活動に集中的に取り組む。

廃棄物の発生者としての基本的な責任を有する原子力事業者は、地域に根ざした理解活動を主体的に行い、最終処分場の必要性について広く国民に対し説明していくことが求められる。

5. 立地自治体等との信頼関係の構築

国は、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に取り組むとともに、こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用、避難道路の多重化・強靱化を始め課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化等も含め、先進的な課題への取組など立地地域の実情も踏まえつつ、関係府省庁が連携し、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていく。

原子力事業者にも、原子力基本法に基づく責務として立地地域の様々な課題解決に資する誠実な対応や主体的な貢献を求めている。

事業者においては、事業者間での連携を一層強化しながら、具体的な取組を着実に進めていただくよう要請する。